

千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギー等の普及を促進するため、市内の住宅に再生可能エネルギー等の設備を導入する者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 次に掲げるものをいう。
 - ア 太陽光発電システム
 - イ 太陽熱利用給湯システム
 - ウ 家庭用燃料電池システム
 - エ 定置用リチウムイオン蓄電システム

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、市内にある住宅へのシステムの導入（システムが設置された建売住宅（以下、「建売住宅」という。）の購入による導入を含む）を行う事業で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) システムの設置の工事開始日及び完了日（建売住宅の購入によるシステムの導入の場合は、当該住宅の引渡し日）が第6条の規定により補助金の交付を申請する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の4月1日から2月15日（その日が市の休日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）までの間に存すること。
- 2 システムの導入を行う住宅は、次の各号の要件のすべてに該当する住宅とする。
 - (1) システムの導入を行う住宅が賃貸住宅又は居住部分の面積が延床面積の1/2未満である店舗等の併用住宅でないこと。
 - (2) 住宅が共同住宅である場合は、システムを自らの専有部分の用に供し、かつ、システムの設置箇所の使用についての当該共同住宅の管理組合の総会の議決又はすべての区分所有者の同意を得ていること。
 - (3) システムが太陽光発電システムである場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了した住宅（以下、「既築住宅」という。）であること。
 - イ 第6条の規定により補助金の交付を申請する日までに、次のいずれかの設備が設置されていること。
 - (ア) エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの

(イ) 定置用リチウムイオン蓄電システム

別表の定置用リチウムイオン蓄電システムの項の第2欄に定める要件（同欄中（2）の要件を除く）に該当するもの。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、補助事業を行った者で、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 自らの市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税（延滞金含む。）の滞納がないこと。
- (2) システムを導入した住宅に居住していること。
- (3) システムを導入した住宅に係る登記記録のうち表題部における登記事項（所有権の保存等の登記がなされているときは、権利部における所有権に関する登記事項を含む。以下同じ。）が現況に合致している当該住宅を所有していること（当該補助事業についての同意が得られる2親等以内の親族が当該住宅を所有している場合を含む。）。ただし、表題部の「種類」、「構造」に関する登記事項及び権利部の「権利者その他の事項」について、住民票の写し等で登記事項が現況と合致していることが確認できる場合は、この限りではない。
- (4) 過去に、システムを導入した住宅について同一のシステムに係る市の補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。
- (5) システムが太陽光発電システムである場合は、自らが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。

（補助金の額等）

第5条 補助の対象となるシステム（以下、「補助対象システム」という。）の仕様及び条件、経費並びに補助金の額は、別表の第1欄に掲げるシステムの区分に応じ、同表の第2欄から第4欄までに定めるとおりとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（住民情報について市が確認することに同意する場合は省略可）
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書又は千葉地方法務局が登記申請を受け付けた

ことを証する書類

- (3) 申請者と住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅の所有者が2親等以内の親族であることを証する書類
- (4) 申請者のほかに当該住宅の所有者が存在する場合、すべての当該所有者による当該補助事業についての同意書
- (5) 住宅が共同住宅である場合は、システムの設置箇所の使用についての当該共同住宅の管理組合の総会の議決書又はすべての区分所有者による同意書
- (6) 住宅が既築住宅である場合は、当該システムの設置に係る請負契約書の写し（工事開始日及び完了日、補助対象システムの型式等が不明である場合はそれらを明らかにする書類を添付すること）
- (7) 住宅が新築住宅（建売住宅を除く。）である場合は、当該住宅に係る請負契約書の写し（工事開始日及び完了日、補助対象システムの型式等が不明である場合はそれらを明らかにする書類を添付すること）
- (8) 住宅が建売住宅である場合は、当該住宅に係る売買契約書の写し（建売住宅の引渡し日、補助対象システムの型式等が不明である場合はそれらを明らかにする書類を添付すること）
- (9) システムの導入費用に係る領収書の写しであって、余白部分に署名及び原本に相違ない旨を記載したもの（当該導入費用の内訳が不明である場合は内訳を明らかにする書類を添付すること）
- (10) システムの配置図
- (11) システム設置前の設置箇所を明らかにする当該住宅の現況のカラー写真
- (12) システムを設置したことを明らかにする当該住宅の現況のカラー写真
- (13) システムが太陽光発電システムである場合は、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約の締結が完了したことを証する書類の写し
- (14) 保証書等補助対象システムが未使用品であることを確認できる書類
- (15) 当該住宅の場所を明らかにする地図
- (16) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業により導入したシステムを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(交付の決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）によるものとする。

- 2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)によるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は手続について不正の行為があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金返還命令書(様式第6号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条第2号に規定する市長の定めるものは、補助事業により取得した補助対象システムとする。

- 2 規則第20条ただし書に規定する市長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得した補助対象システムの処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金財産処分承認通知書(様式第8号)により通知する。
- 5 市長は、第3項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由が無いと認めたときは、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金財産処分不承認通知書(様式第9号)により当該申請者に通知する。
- 6 補助金の交付を受けた者は、第4項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間に対して、補助対象システムの処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数(1か月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)を返還しなければならない。
- 7 前項の規定に関わらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のや

むを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(手続の代行)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、手続代行届(様式第10号)を市長に提出することにより、第6条、第9条第1項、第10条第1項及び第12条に定める書類の提出に係る手続を、システムを販売する者、システムの設置工事を請け負う者その他市長が適当と認める者に代行させることができる。

2 前項の規定により手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、誠意をもって当該手続を行うものとし、手続の代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行ったと認めるときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容等を公表し、及び当分の間、手続の代行を認めない措置を講ずることができる。

(協力の要請)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、システムの設置後の2年間、当該システムの稼働実績等に関するデータの提供その他の協力を要請することができる。

(事務の委託)

第14条 市は、この要綱に定める書類の受付等の事務の一部を委託することができる。

(その他)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

第16条 システムの設置にあたり、周辺環境への影響について十分に配慮すること。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

再生可能エネルギー等設備の区分	仕様及び条件	経費※	補助金の額
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、導入された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット(kW)未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p> <p>(5) 未使用品であること。</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の各購入費、工事費(据付・配線工事等)</p>	<p>2万円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkWとし、小数第3位を四捨五入する。）を乗じて得た額とする（千円未満は切捨て）。ただし、最大出力値が4.50 kW を超えるものにあつては、4.50 kW を最大出力値とする。</p>
太陽熱利用給湯システム	<p>不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、太陽熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するソーラーシステム（以下「強制循環式」という。）であり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>設備その他付属機器等（配線・配線器具を含む。）の購入、据付、工事に関する費用</p>	<p>10万円と経費（税抜）を比較し、いずれか少ない額とする。</p>

<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）</p>	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>設備本体及び付属品（独自モニター・給湯器等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）</p>	<p>5万円と、経費（税抜）から国の補助金相当額を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額とする。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することのできるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>設備本体（蓄電池部、電力変換装置等）及び付属品（キュービクル、独自計測表示装置）の購入費、工事費（据付・配線工事等）</p>	<p>10万円と、経費（税抜）から国の補助金相当額を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額とする。</p>

※ 消費税及び地方消費税相当額を控除した額で、国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額。